

指定管理者へ別途委託する放置自転車対策業務について

1 目的

柏市内の自転車等放置禁止区域内を巡回又は定点で監視し、自転車等を放置しようとする自転車等利用者への指導及び啓発等を通じ、放置防止を図るとともに、自転車保管所運営及び放置自転車等の撤去をより効果的かつ効率的に実施し、柏市内の放置自転車の解消を図ること。

2 場所（業務を行う区域）

(1) 街頭巡回指導業務

柏駅周辺を中心とした柏市内の自転車等放置禁止区域内

(2) 柏市内の自転車等放置禁止区域内を中心とした放置自転車等並びに市営駐輪場内に無許可で駐輪されている自転車等及び自動二輪車の撤去業務

柏市内全域

(3) 自転車保管所管理運営業務

篠籠田自転車保管所（柏市篠籠田599番地）

3 委託業務概要

(1) 街頭巡回指導業務

2（1）に規定する区域において、自転車等を放置しようとする者に対し、自転車等放置禁止区域であること、自転車等を放置した場合は撤去対象となること等を説明し、放置をしないよう指導するとともに、駐輪場の情報提供等を行い、放置防止の啓発に努める。

また、既に放置されている自転車等については、事前に甲の了承を得て作成した放置自転車等防止のための警告書等を貼付し、注意喚起する。

(2) 柏駅を中心とした放置自転車等並びに市営駐輪場内に無許可で駐輪されている自転車等及び自動二輪車の撤去業務

ア 業務概要

(ア) 自転車等放置禁止区域内放置自転車等撤去業務（区域内撤去業務）

柏市自転車等放置防止条例（昭和58年柏市条例第21

号)に基づき、柏市内の自転車等放置禁止区域内に放置してある自転車等を撤去して、自転車保管所に移送する。

(イ) 自転車等放置禁止区域外放置自転車等撤去業務（区域外撤去業務）

柏市自転車等放置防止条例に基づき、柏市内の自転車等放置禁止区域外に放置してある自転車等を撤去して、自転車保管所に移送する。

(ウ) 駐輪場撤去業務（場内撤去業務）

柏市駐輪場等条例に基づき、無許可で市営駐輪場内に駐輪してある自転車等及び自動二輪車を撤去して、自転車保管所に移送する。

(3) 自転車保管所管理運営業務

撤去自転車等及び撤去自動二輪車を自転車保管所にて管理システムを利用し適正に管理する。併せて、撤去保管料及び移動保管料の徴収、返還申出者に対する応対や苦情処理、処分対象自転車等の仕分け等を行う。

自転車保管所取扱日時は次のとおり。なお、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日を除く。

火曜日～金曜日	14:00～20:00
第1・3土曜日	12:00～20:00
第2・4日曜日	12:00～20:00

取扱日時については、乙の提案により変更可能であるが、年度途中での変更は認めない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで

なお、本業務委託は単年度契約とし、業務の履行状況が良好で、法令違反や重大な瑕疵がなければ、最大7年間継続できるものとする。

5 仕様書

別紙03-01のとおり

6 提案書

仕様書及び令和6年度の業務内容を参考として、同程度の経費

で最大の効果が得られるような放置自転車対策の提案書を提出すること。

提案書には下記の内容を含め、提出すること。

(1) 委託料の総額及び各年度金額内訳（内訳明細を含む。）

(2) 街頭巡回指導業務の実施方法

回数，日時，配置人数等を含めること。

(3) 柏駅を中心とした放置自転車等並びに市営駐輪場内に無許可で駐輪されている自転車等及び自動二輪車の撤去業務の実施方法

駅及びバス停ごとの回数，日時，回収・運搬方法を含めること。

(4) 自転車保管所管理運営業務の実施方法

人員配置，取扱い時間等を含めること。

(5) 放置自転車管理システムの設置機器・回線・保守等の概要

(6) その他，PRしたい事項の資料（該当がある場合のみ）

7 参考

令和6年度発注額：35,156,942円